

官報

平成二十三年七月二十七日

○第百七十七回国参議院會議録第二十八号

平成二十三年七月二十七日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十八号

平成二十三年七月二十七日

午前十時開議

第一 歯科口腔保健の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)

第二 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(西岡武夫君) これより會議を開きます。

日程第一 歯科口腔保健の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。厚生労働委員長津田弥太郎君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔津田弥太郎君登壇、拍手〕

○津田弥太郎君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、そ

の提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

口腔の健康を保つことは、糖尿病を始めとする生活習慣病の発症を予防し、また、認知症の発症及び進行の防止にも深く関連するなど、健康寿命を延ばすことに寄与しており、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしております。そして、口腔の健康の保持には、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が極めて有効であります。

本法律案は、これらに鑑み、歯科疾患の予防等の推進に関する施策を総合的に推進しようとするものであります。

次に、本法律案の概要は、第一に、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本理念として、国民の生涯にわたる日常生活における歯科疾患の予防等の促進、乳幼児期から高齢期までの特性に応じた歯科口腔保健の推進等を定めております。

第二に、国の、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し実施する責務のほか、地方公共団体、歯科医師その他の歯科医療等業務従事者、国民等の責務を定めております。

第三に、国及び地方公共団体は、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発、国民の定期的な歯科検診の受診に必要な施策等を講ずるものとしております。

第四に、厚生労働大臣は、施策の総合的な実施

のための基本的事項を定め、都道府県は、これを勘案し、地域の状況に応じた基本的事項を定めるよう努めることとしております。

第五に、保健所を設置する地方公共団体は、口腔保健支援センターを設けることができることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百三十五

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 日程第二 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔主濱了君登壇、拍手〕

○主濱了君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、東日本大震災に自ら被災し、又は、被災者への債権を相当程度有し、今後の財務状況を確実に見通すことが困難と認められる農業協同組合及び漁業協同組合等の信用事業を強化するため、被災農漁協等の自己資本の充実に関する特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、支援措置の対象となる農漁協等、被災農漁協等への資本増強が農漁業者に及ぼす影響、農漁業者の二重債務対策等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六

賛成 二百三十六

反対 ○

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十分散会

出席者は左のとおり。

議長	西岡 武夫君
副議長	尾辻 秀久君
議員	竹谷とし子君
	吉田 忠智君
	山本 博司君
	山内 徳信君
	自見庄三郎君
	横山 信一君
	有田 芳生君
	浜田 昌良君
	山本 香苗君
	大久保潔重君
	行田 邦子君
	加藤 修一君
	藤谷 光信君
	石川 博崇君
	亀井亜紀子君
	秋野 公造君
	森田 高君
	長沢 広明君
	又市 征治君
	金子 洋一君
	谷合 正明君
	福島みずほ君
	米長 晴信君
	西田 実仁君
	渡辺 孝男君
	松野 信夫君

川上 義博君	室井 邦彦君	長谷川大紋君	浜田 和幸君	岡田 直樹君	岸 信夫君
林 久美子君	荒木 清寛君	難波 奨二君	江崎 孝君	北川イツセイ君	伊達 忠一君
松 あきら君	大石 尚子君	大江 康弘君	糸数 慶子君	小泉 昭男君	末松 信介君
小林 正夫君	中村 哲治君	中西 祐介君	松浦 大悟君	中川 雅治君	宮沢 洋一君
今野 東君	木庭健太郎君	中谷 智司君	植松恵美子君	関口 昌一君	山本 順三君
佐藤 公治君	山口那津男君	舟山 康江君	風間 直樹君	脇 雅史君	鈴木 政二君
白浜 一良君	藤原 正司君	塚田 一郎君	姫井由美子君	岡田 広君	吉田 博美君
草川 昭三君	高橋 千秋君	武内 則男君	谷岡 郁子君	丸川 珠代君	山崎 正昭君
谷 博之君	福山 哲郎君	大河原雅子君	相原久美子君	林 芳正君	中曾根弘文君
増子 輝彦君	小西 洋之君	藤原 良信君	加賀谷 健君	小坂 憲次君	世耕 弘成君
櫻井 充君	谷 亮子君	佐藤 正久君	那谷屋正義君	山本 一太君	溝手 顕正君
石橋 通宏君	齋藤 嘉隆君	足立 信也君	藤本 祐司君	谷川 秀善君	渡辺 猛之君
安井美沙子君	田城 郁君	津田弥太郎君	芝 博一君	中山 恭子君	上野ひろし君
小見山幸治君	徳永 エリ君	主濱 了君	柳澤 光美君	田村 智子君	磯崎 仁彦君
西村まさみ君	平山 誠君	野上浩太郎君	松井 孝治君	石井 浩郎君	荒井 広幸君
吉川 沙織君	友近 聡朗君	大塚 耕平君	辻 泰弘君	松田 公太君	山下 芳生君
外山 斎君	平山 幸司君	平野 達男君	神本美恵子君	青木 一彦君	赤石 清美君
梅村 聡君	牧山ひろえ君	池口 修次君	山根 隆治君	舩添 要一君	小熊 慎司君
金子 恵美君	水戸 将史君	山谷えり子君	岡崎トミ子君	紙 智子君	片山さつき君
川合 孝典君	横峯 良郎君	柳田 稔君	前田 武志君	松下 新平君	水落 敏栄君
大島九州男君	蓮 舫君	田中 直紀君	江田 五月君	藤井 孝男君	片山虎之助君
森木 利治君	藤末 健三君	石井 一君	山東 昭子君	桜内 文城君	大門実紀史君
広田 一君	尾立 源幸君	中原 八一君	長谷川 岳君	中村 博彦君	二之湯 智君
尾立 源幸君	前川 清成君	藤川 政人君	若林 健太君	野村 哲郎君	松村 祥史君
白 眞勲君	大久保 勉君	三原じゅん子君	高階恵美子君	猪口 邦子君	中西 健治君
藤田 幸久君	一川 保夫君	熊谷 大君	大家 敏志君	柴田 巧君	井上 哲士君
森 ゆうこ君	水岡 俊一君	宇都 隆史君	岩井 茂樹君	加治屋義人君	愛知 治郎君
榛葉賀津也君	岩本 司君	上野 通子君	西田 昌司君	有村 治子君	金子原二郎君
鈴木 寛君	広野ただし君	古川 俊治君	牧野たかお君	寺田 典城君	江口 克彦君
郡司 彰君	平田 健二君	丸山 和也君	山田 俊男君	市田 忠義君	橋本 聖子君
輿石 東君	羽田雄一郎君	森 まさこ君	石井みどり君	松村 龍二君	衛藤 晟一君
加藤 敏幸君	小川 敏夫君	佐藤 信秋君	磯崎 陽輔君	山崎 力君	岩城 光英君
長浜 博行君	小川 勝也君	島尻安伊子君	義家 弘介君	岸 宏一君	鶴保 庸介君
直嶋 正行君	大野 元裕君	石井 準一君	福岡 資麿君	小野 次郎君	川田 龍平君
		佐藤ゆかり君	藤井 基之君	水野 賢一君	

国務大臣

厚生労働大臣 細川 律夫君
農林水産大臣 鹿野 道彦君

議長の報告事項

一昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

平野 達男君
蓮 舩君

補欠

斎藤 嘉隆君
友近 聡朗君

総務委員

辞任

友近 聡朗君
姫井由美子君

補欠

蓮 舩君
石橋 通宏君

財政金融委員

辞任

安井美沙子君

補欠

風間 直樹君

文教科学委員

辞任

斎藤 嘉隆君

補欠

平野 達男君

経済産業委員

辞任

石橋 通宏君

補欠

姫井由美子君

国土交通委員

辞任

風間 直樹君

補欠

安井美沙子君

予算委員

辞任

赤石 清美君
横山 信一君
川田 龍平君
田村 智子君
荒井 広幸君

補欠

山崎 力君
長沢 広明君
桜内 文城君
大門実紀史君
片山虎之助君

決算委員

辞任

片山虎之助君

補欠

荒井 広幸君

行政監視委員

辞任

山崎 力君
長沢 広明君
大門実紀史君

補欠

赤石 清美君
横山 信一君
田村 智子君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。
障害者基本法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
平成二十三年年度一般会計補正予算(第2号)

平成二十三年年度特別会計補正予算(特第2号)
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案

平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書

一、目的 東日本大震災に対する自衛隊の活動等に関する実情調査

一、派遣委員

佐藤 公治 榎葉賀津也
谷岡 郁子 岸 信夫
佐藤 正久 山本 香苗
猪口 邦子 島尻安伊子
山本 順三 小熊 慎司
舩添 要一

一、派遣地 宮城県 福島県
一、期間 七月二十八日 一日間
一、費用 概算二七三、七四〇円
右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十條の二により承認を求めます。
平成二十三年七月二十二日

参議院議長 西岡 武夫殿
外交防衛委員長 佐藤 公治

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

東日本大震災の被災地において大量発生している害虫の対策に関する質問主意書(熊谷大君提出(第二三二号))
建設現場の足場からの墜落事故に関する第三回質問主意書(岩城光英君提出)(第二三二号)

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する質問主意書(小熊慎司君提出)(第二三三号)

東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する再質問主意書(江口克彦君提出)(第二三四号)

介護職員等によるインスリン注射等の実施に関する質問主意書(横山信一君提出)(第二三五号)
原発のストレステストに関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第二三六号)

同日本院は、検察官適格審査会委員予備委員に次の者を選出した旨内閣に通知した。
(森ゆうこ君) 参議院議員 谷岡 郁子君

同日議長は、地方制度調査会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

武内 則男君
谷川 秀善君

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
平成二十三年年度一般会計補正予算(第2号)
平成二十三年年度特別会計補正予算(特第2号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律
平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

同日議長は、ノルウェー王国において二十一日発生した連続テロ事件による被害に対し、ダグ・テリエ・アンデセン同国会議長宛見舞状を発送した。

同日議長は、二十三日のゲン・シン・フン・ベトナム社会主義共和国国会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任

斎藤 嘉隆君
友近 聡朗君

補欠

平野 達男君
蓮 舩君

総務委員

辞任

補欠

文政科学委員

連 舩君

友近 聡朗君

辞任

補欠

平野 達男君

斎藤 嘉隆君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

今野 東君

大久保 勉君

増子 輝彦君

姫井由美子君

山根 隆治君

川合 孝典君

横山 信一君

荒木 清寛君

山下 芳生君

大門実紀史君

同日委員長から次の議案が提出された。

歯科口腔保健の推進に関する法律案 厚生労働

委員長提出(参第一二二号)

同日議長は、次の議員提出案を東日本大震災復興

特別委員会に付託した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案

(片山さつき君外六名発議)(参第一二二号)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため

衆議院に送付した。

歯科口腔保健の推進に関する法律案(厚生労働

委員長提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等によ

る信用事業の再編及び強化に関する法律の一部

を改正する法律案(閣法第八二号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

北方領土問題に対する政府の認識に関する質問

主意書(江口克彦君提出)(第二二七号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

質問に対する答弁書(第二二九号)

参議院議員熊谷大君提出内閣総理大臣の選出と

国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関す

る再質問に対する答弁書(第二三〇号)

同日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八

条の規定に基づく平成二十三年一月一日から同年

六月三十日までの間における同法の施行状況報告

書を受領した。

同日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険

料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に

基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、森林・林業基本法第十一条第八項

において準用する同条第六項の規定に基づく森

林・林業基本計画の変更の報告を受領した。

歯科口腔保健の推進に関する法律案

右の議案を提出する。

平成二十三年七月二十六日

提出者

厚生労働委員長 津田弥太郎

参議院議長 西岡 武夫殿

歯科口腔保健の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で

質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割

を果たしているとともに、国民の日常生活にお

ける歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康

の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾

患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科

口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を

定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明

らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関

する施策の基本となる事項を定めること等によ

り、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的

に推進し、もって国民保健の向上に寄与するこ

とを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次

に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 国民が、生涯にわたって日常生活において

歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに

に、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を

受けることを促進すること。

二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期

における口腔とその機能の状態及び歯科疾患

の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔

保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育そ

の他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、

その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔

保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基

本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の

推進に関する施策を策定し、及び実施する責務

を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科

口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連

携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を

策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その

他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下こ

の条及び第十五条第二項において「歯科医療等

業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健

(歯の機能の回復によるものを含む。)に資する

よう、医師その他歯科医療等業務に関連する業

務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適

切にその業務を行うとともに、国及び地方公共

団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策

に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を

行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のた

めに必要な事業を行う者は、国及び地方公共団

体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に

協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知

識を持ち、生涯にわたって日常生活において自

ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに

に、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健

康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、

及び必要に応じて歯科保健指導を受けることに

より、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口

腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生

涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防

に向けた取組を行うことを促進するため、歯科

口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向

けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関

する国民の意欲を高めるための運動の促進その

他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に

歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて

歯科保健指導を受けること(以下この条及び次

条において「定期的に歯科検診を受けること等」

という。)を促進するため、定期的に歯科検診を

受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ず

るものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であつて定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一十一号)第四条第一項に規定する基本方針その他の法律の規定による方針又は指針であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保

たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成二十三年七月二十六日

農林水産委員長 主濱 了
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災に対処して特定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るため、特定農水産業協同組合等の自己資本の充実に関する特別の措置を講じ、特定農水産業協同組合等の信用事業の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興に向け全力を尽くすべきである。こうした中、今後の復興を図るには、農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るとともに、農業者、漁業者の経営再開・再建への的確な支援を全力で行うことが喫緊の課題である。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 改正法の運用に当たつては、指定支援法人及

び農水産業協同組合貯金保険機構の緊密な連携と適切な役割分担の下、被災農業者・漁業者の経営・生活の円滑な再建に資することを旨として実施すること。

二 東日本大震災で被災した農林漁業者等における二重債務の問題については、被災者の経営・生活の再建に資するよう、国として、必要な対応を実施すること。

三 被災地域の復興の重要な担い手である農業協同組合、漁業協同組合等については、自ら被災している場合もあることから、地域の復興計画に則した共同利用施設等の復興支援に万全を期すること。

四 本法の改正は、公的資金の注入によらず被災地域の農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るものであるが、農漁協系統組織はその構成員のための組織であるという原点を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に当たってはあらゆる面で公平・公正かつ円滑な資金の融通に支障がないよう適正に行うこと。

政府は、このことについて、実態把握に努め、必要に応じ具体的な措置をとること。
右決議する。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十三年七月十五日

参議院議長 西岡 武夫殿
衆議院議長 横路 孝弘

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一号中「平成五年法律第四十四号」の下に。以下「優先出資法」という。を、「優先出資をいう」及び「定めるものをいう」の下に。以下同じ。を加え、「補てんする」を「補填する」に改める。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

(震災特例組合等に係る特定優先出資等の取得の申込み等)

第三条 指定支援法人は、農林中央金庫から震災特例組合等(信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として事業を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつた特定農水産業協同組合等のうち東日本大震災の被災者であること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事由によりその信用事業に係る経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となつたと認められるものをいう。以下同じ。)が発行する優

先出資の引受け又は震災特例組合等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付け(以下「優先出資の引受け等」という。)に係る第三十三条の要請を受けた場合において、農水産業協同組合貯金保険機構(以下「機構」という。)に対し当該引受け又は当該貸付けに係る優先出資又は貸付債権(以下「特定優先出資等」という。)の取得に係る申込みをしようとするときは、農林中央金庫を通じて、当該要請に係る震災特例組合等に対し、次に掲げる事項並びに優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した信用事業強化計画(震災特例組合等の信用事業の強化のための計画をいう。以下同じ。)の提出を求めなければならない。

一 信用事業強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を最終とするものに限る。)

二 信用事業指導契約(震災特例組合等の信用事業の強化を図るため、農林中央金庫が当該震災特例組合等との間で締結する契約であつて、農林中央金庫が当該震災特例組合等の信用事業の強化のために指導その他必要な措置を講じ、当該震災特例組合等が当該措置に基づき適切に信用事業を行うことを約束するものをいう。以下同じ。)の内容

三 被災債権(東日本大震災の被災者である債務者に対する債権をいう。以下同じ。)の譲渡その他の処分について損害担保契約(被災債権に係る債務の全部又は一部の弁済がされないこととなつた場合において、その被災債権に係る債権者に対してその弁済がされないこととなつた額の一部を補填するための契約をいう。以下同じ。)を震災特例組合等が行う場合にあつては、その旨及びその内容

四 農業者又は水産業者に対する信用供与の円

滑化その他の当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

五 その他政令で定める事項

2 機構は、指定支援法人から平成二十九年三月三十一日までに震災特例組合等に係る特定優先出資等の取得の申込みを受けたときは、主務大臣に対し、指定支援法人と連名で、当該申込みに係る特定優先出資等の取得を行うかどうかの決定を求めなければならない。

(信用事業強化計画等)

第四条 指定支援法人が前条第二項の申込みをする場合には、当該申込みに係る特定優先出資等に係る震災特例組合等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した信用事業強化計画(震災特例組合等の信用事業強化計画の実施についての指導に関する計画をいう。以下同じ。)を主務大臣に提出しなければならない。

2 指定支援法人が前条第二項の申込みをする場合には、農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した信用事業強化計画(震災特例組合等の信用事業強化計画の実施についての指導に関する計画をいう。以下同じ。)を主務大臣に提出しなければならない。

一 当該申込みに係る特定優先出資等に係る震災特例組合等が前項の規定により提出する信用事業強化計画を実施するために農林中央金庫が次条第一項の決定を受けて行う指導の内容

二 前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項

三 その他政令で定める事項

(震災特例組合等に係る特定優先出資等の取得の決定)

第五条 主務大臣は、前条第一項及び第二項の規

定により信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、附則第三条第二項の申込みに係る特定優先出資等の取得を行うべき旨の決定をするものとする。

一 震災特例組合等が次のいずれにも適合するものであること。

イ 信用事業強化計画に記載された附則第三条第一項第四号に掲げる方策の実施により当該地域における農業者又は水産業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

ロ 信用事業強化計画が円滑かつ確実に実施されたと見込まれること。

ハ 信用事業強化計画を提出した震災特例組合等が農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない特定農水産業協同組合等でないこと。

二 当該特定優先出資等に係る指定支援法人による優先出資の引受け等が当該震災特例組合等による当該信用事業強化計画の実施のために必要な範囲であること。

二 前条第二項の規定により提出された信用事業強化指導計画が次のいずれにも適合するものであること。

イ 信用事業強化指導計画の実施が附則第三条第二項の申込みに係る特定優先出資等に係る震災特例組合等から前条第一項の規定により提出された信用事業強化計画の実施に資するものであること。

ロ 信用事業強化指導計画が円滑かつ確実に実施されたと見込まれること。

三 前条第一項の規定により提出された信用事業強化計画に記載された附則第三条第一項第二号に掲げる事項に次に掲げる事項が含まれていること。 イ 農林中央金庫が震災特例組合等の被災債権の管理及び回収に関する指導その他の震災特例組合等の信用事業の強化のために必要な指導及び助言を行い、当該震災特例組合等は、当該指導及び助言に基づき適切に信用事業を行うこと。 ロ 農林中央金庫は、震災特例組合等に対し、その業務及び財産の状況につき必要な報告を求め、当該震災特例組合等は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応ずること。	4 優先出資法第四条第二項の規定の適用については、機構が第一項の決定に伴い特定優先出資等の取得を行う場合において震災特例組合等が発行する当該取得に係る優先出資は、ないものとみなす。 5 震災特例組合等が前項に規定する優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。 6 第一項の決定があつたときは、震災特例組合等及び農林中央金庫は、速やかに、信用事業指導契約を締結しなければならない。	条から附則第九条までにおいて同じ。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の信用事業強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。 2 主務大臣は、前項の規定により変更後の信用事業強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の承認をするものとする。 一 変更後の信用事業強化計画に記載されている附則第三条第一項第四号に掲げる方策の実施により当該地域における農業者又は水産業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。 二 変更後の信用事業強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 三 予見し難い経済情勢の変化その他信用事業強化計画の変更することについてやむを得ない事情があること。	該変更後の信用事業強化指導計画に係る信用事業強化計画の実施に資するものであること。 二 変更後の信用事業強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 三 信用事業強化計画の変更その他信用事業強化指導計画の変更することについてやむを得ない事情があること。 5 前条の規定は、主務大臣が第一項又は第三項の承認をした場合におけるこれらの規定により提出を受けた変更後の信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画について準用する。 （信用事業強化計画等の履行を確保するための監督上の措置） 第八条 計画提出組合等又は附則第五条第一項の決定を受けて機構が特定優先出資等の取得を行った場合における農林中央金庫は、その実施している信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、機構が当該信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画に係る同項の決定を受けて取得した特定優先出資等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。 2 附則第六条の規定は、主務大臣が前項の規定により信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。 第九条 主務大臣は、機構が附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該信用事業
四 当該特定優先出資等に貸付債権がある場合にあつては、当該貸付債権につき、当該特定優先出資等の取得に係る契約において、附則第十六条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを申請した日までの間の間に限り、その効力を有するものであること。 ハ 信用事業指導契約は、その締結の日から附則第十六条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に限り、その効力を有するものであること。	第六条 主務大臣は、前条第一項の決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、附則第四条第一項及び第二項の規定により提出を受けた信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画を公表するものとする。ただし、当該信用事業強化計画を提出した震災特例組合等が信用事業を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該震災特例組合等の貯金者又は農林中央金庫の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該震災特例組合等の信用事業又は農林中央金庫の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。 （信用事業強化計画等の公表） 第七条 附則第五条第一項の決定を受けて機構が特定優先出資等の取得を行った場合における附則第四条第一項の規定により信用事業強化計画を提出した震災特例組合等（以下「計画提出組合等」という。）は、当該信用事業強化計画（この項の承認を受けた変更後のものを含む。以下この	3 附則第五条第一項の決定を受けて機構が特定優先出資等の取得を行った場合における農林中央金庫は、附則第四条第二項の規定により提出した信用事業強化指導計画（この項の承認を受けた変更後のものを含む。以下この条から附則第九条までにおいて同じ。）の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の信用事業強化指導計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。 4 主務大臣は、前項の規定により変更後の信用事業強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の承認をするものとする。 一 変更後の信用事業強化指導計画の実施が当	第九條 主務大臣は、機構が附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該信用事業
2 主務大臣は、前項の決定をするときは、財務大臣の同意を得なければならない。 3 主務大臣は、第一項の決定をしたときは、その旨を附則第三条第二項の申込みをした指定支	（信用事業強化計画等の変更） 第七條 附則第五条第一項の決定を受けて機構が特定優先出資等の取得を行った場合における附則第四条第一項の規定により信用事業強化計画を提出した震災特例組合等（以下「計画提出組合等」という。）は、当該信用事業強化計画（この項の承認を受けた変更後のものを含む。以下この	一 変更後の信用事業強化指導計画の実施が当	第九條 主務大臣は、機構が附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該信用事業

強化計画又は信用事業強化指導計画の履行を確保するため、その必要限度において、当該信用事業強化計画を提出した計画提出組合等又は当該信用事業強化指導計画を提出した農林中央金庫に対し、当該信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画に記載された措置であつて当該信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができ

る。
(信用事業強化計画の実施期間が終了した後の措置)

第十條 附則第五條第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等に係る震災特例組合等は、主務省令で定めるところにより、その実施している信用事業強化計画(附則第四條第一項若しくはこの項の規定により提出したもの又は附則第七條第一項の承認を受けた変更後のものをいう。)の実施期間が、機構が当該特定優先出資等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合にあつては附則第三條第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した新たな信用事業強化計画を主務大臣に提出し、当該新たな信用事業強化計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をし、やうとする場合にあつては変更後の信用事業強化計画を主務大臣に提出しなければならない。
2 農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、震災特例組合等が前項の規定により新たな信用事業強化計画を提出する場合にあつては当該信用事業強化計画を実施するために農林中央金庫が行う指導の内容並びに附則第三條第一

項第二号及び第三号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した新たな信用事業強化指導計画を主務大臣に提出し、当該新たな信用事業強化指導計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をし、やうとする場合にあつては変更後の信用事業強化指導計画を主務大臣に提出しなければならない。

3 附則第六條の規定は主務大臣が前二項の規定により提出を受けた信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画について、前二條の規定は当該信用事業強化計画を提出した震災特例組合等及び当該信用事業強化指導計画を提出した農林中央金庫について、それぞれ準用する。
(震災特例組合等の合併等の認可)

第十一條 附則第五條第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等に係る震災特例組合等(この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継組合等を含む。以下「対象組合等」という。)であつて機構が現に保有する特定優先出資等に係る発行者又は債務者であるもの(以下「特別対象組合等」という。)は、合併又は事業譲渡(以下「合併等」という。)を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。
一 合併等の後において当該特定優先出資等に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象組合等であること又は当該対象組合等が実施している信用事業強化計画(附則第四條第一項、前條第一項(第五項において準用する場合を含む。))若しくは次項の規定により提出したもの又は附則第七條第一項(第五項において準用する場合を含む。))の承認を受けた変更

後のものをいう。)に係る事業(以下「計画関連業務」という。)の全部を承継する他の特定農水産業協同組合等(新たに設立されるものを含む。以下「承継組合等」という。)であること。

二 合併等により当該対象組合等(計画関連業務の承継が行われる場合にあつては、承継組合等)の信用事業の強化に支障が生じないこと。

三 計画関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 その他政令で定める要件

3 前項第一号に規定する信用事業強化計画を実施している対象組合等が第一項の認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継組合等があるときは、当該承継組合等は、主務省令で定めるところにより、附則第三條第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した信用事業強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

4 承継組合等が前項の規定により信用事業強化計画を提出する場合において、農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、当該信用事業強化計画を実施するために農林中央金庫が行う指導の内容並びに附則第三條第一項第二号及び第三号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した信用事業強化指導計画を主務大臣に提出しなければならない。

5 附則第六條の規定は主務大臣が前二項の規定により提出を受けた信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画について、附則第七條から第九條までの規定は当該信用事業強化計画を提出した承継組合等及び当該信用事業強化指導計画

を提出した農林中央金庫について、前條の規定は当該信用事業強化計画(この項において準用する同條第一項の規定により提出されたものを含む。))及び当該信用事業強化指導計画(この項において準用する同條第二項の規定により提出されたものを含む。))について、それぞれ準用する。この場合において、附則第六條中「前條第一項の決定とあるのは「附則第十一條第一項の認可」と、同條ただし書中「震災特例組合等」とあるのは「承継組合等」と、前條第一項中「附則第五條第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等に係る震災特例組合等」とあるのは「附則第十一條第三項の規定により信用事業強化計画を提出した承継組合等」と、「特定優先出資等」とあるのは「信用事業強化計画に係る附則第五條第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等」と、同條第二項及び第三項中「震災特例組合等」とあるのは「承継組合等」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

6 特別対象組合等が合併を行う場合における農業協同組合法第六十五條第二項及び水産業協同組合法第六十九條第二項(同法第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第百條第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行政庁の認可」とあるのは、「行政庁の認可及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第十一條第一項の主務大臣の認可」とする。

(總會等の特別議決に関する特例)
第十二條 震災特例組合等が附則第三條第一項の要請に係る優先出資を発行する場合における農業協同組合法第四十六條第一号又は水産業協同組合法第五十條第一号(同法第九十二條第三

項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に係る総会又は総代会(以下「総会等」という。)の議決は、農業協同組合法第四十六条(同法第四十八条第七項において準用する場合を含む。)及び水産業協同組合法第五十条(同法第五十二条第六項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。の規定にかかわらず、出席した組合員若しくは会員又は総代(以下「組合員等」という。)の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができ。	合には、優先出資法第四十四条第三項の規定にかかわらず、特定優先出資等に係る優先出資の消却を行うため、資本金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。 2 特別対象組合等に係る特定優先出資等に係る優先出資については、優先出資法第十五条第一項の規定により行う消却のほか、次に掲げる場合には、総会等の議決によつて消却を行うことができる。 一 前項の規定により増加した剰余金の額をもって自己の特定優先出資等に係る優先出資を取得して消却を行う場合 二 新たに発行する優先出資の払込金をもって自己の特定優先出資等に係る優先出資を取得して消却を行う場合	水産業協同組合でなく、かつ、その財務の状況が、資産の額が負債の額に機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、信用事業が改善したことを示すために必要な書類及び次に掲げる事項を記載した計画(以下「特別信用事業強化計画」という。)を主務大臣に提出して、農林中央金庫と連名で、当該特別対象組合等の信用事業が改善した旨の認定を申請することができる。 一 特別信用事業強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。) 二 附則第三条第一項第四号に掲げる事項 三 収益の見通しその他主務省令で定める事項 2 特別対象組合等が前項の規定による申請を行う場合には、農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画(以下「特別信用事業強化指導計画」という。)を主務大臣に提出することができる。 一 農林中央金庫が行う信用事業の指導の内容 二 その他主務省令で定める事項	た特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合であること。 三 当該特別対象組合等の信用事業が改善したと認められること。 四 特別信用事業強化計画に記載された附則第三条第一項第四号に掲げる方策の実施により当該地域における農業者又は水産業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。 五 特別信用事業強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 六 特別信用事業強化指導計画の実施が特別信用事業強化計画の実施に資するものであること。 七 特別信用事業強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 八 附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。 4 特別対象組合等が前項の認定を受けたときは、当該認定を受けた特別対象組合等が実施している信用事業強化計画及び当該信用事業強化計画に係る信用事業強化指導計画は、それぞれその効力を失う。 5 特別対象組合等が第三項の認定を受けた場合には、第一項に規定する特別信用事業強化計画を附則第四条第一項に規定する信用事業強化計画と、第二項に規定する特別信用事業強化指導計画を同条第二項に規定する信用事業強化指導計画とみなして、附則第六条から第十一条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。
3 前項の総会等において第一項に規定する多数をもって仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。 (資本準備金に関する特例) 第十三条 特別対象組合等は、特定優先出資等に係る優先出資の消却を行うため、優先出資法第四十二条第四項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、消却に必要な額に限り、資本準備金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。 (自己優先出資の消却に関する特例) 第十四条 特別対象組合等は、前条の規定による資本準備金の額の減少及び剰余金の額の増加を行った場合又は資本準備金を計上していない場	合には、優先出資法第四十四条第三項の規定にかかわらず、特定優先出資等に係る優先出資の消却を行うため、資本金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。 2 特別対象組合等に係る特定優先出資等に係る優先出資については、優先出資法第十五条第一項の規定により行う消却のほか、次に掲げる場合には、総会等の議決によつて消却を行うことができる。 一 前項の規定により増加した剰余金の額をもって自己の特定優先出資等に係る優先出資を取得して消却を行う場合 二 新たに発行する優先出資の払込金をもって自己の特定優先出資等に係る優先出資を取得して消却を行う場合 3 前項の消却を行う場合には、消却後の普通出資(優先出資法第二条第五項に規定する普通出資をいう。)の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。 4 第二項の議決は、特定農水産業協同組合等の定款の変更の議決の例による。 (認定の申請) 第十五条 特別対象組合等は、機構による特定優先出資等の取得があつた日から起算して十年を経過する日(やむを得ない事情により当該日に申請をすることが困難であると主務大臣が認める場合にあつては、当該日から主務大臣が定める一定の期間を経過した日)までに、主務省令で定めるところにより、次条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならない。 (信用事業が改善した旨の認定) 第十六条 特別対象組合等は、農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農	水産業協同組合でなく、かつ、その財務の状況が、資産の額が負債の額に機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、信用事業が改善したことを示すために必要な書類及び次に掲げる事項を記載した計画(以下「特別信用事業強化計画」という。)を主務大臣に提出して、農林中央金庫と連名で、当該特別対象組合等の信用事業が改善した旨の認定を申請することができる。 一 特別信用事業強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。) 二 附則第三条第一項第四号に掲げる事項 三 収益の見通しその他主務省令で定める事項 2 特別対象組合等が前項の規定による申請を行う場合には、農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画(以下「特別信用事業強化指導計画」という。)を主務大臣に提出することができる。 一 農林中央金庫が行う信用事業の指導の内容 二 その他主務省令で定める事項 3 主務大臣は、前二項の規定により第一項に規定する書類及び特別信用事業強化計画並びに特別信用事業強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、特別信用事業強化計画を提出した特別対象組合等の信用事業が改善した旨の認定を行うことができる。 一 当該特別対象組合等が農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合でないこと。 二 当該特別対象組合等について、その財務の状況が、資産の額が負債の額に機構が取得し	た特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合であること。 三 当該特別対象組合等の信用事業が改善したと認められること。 四 特別信用事業強化計画に記載された附則第三条第一項第四号に掲げる方策の実施により当該地域における農業者又は水産業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。 五 特別信用事業強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 六 特別信用事業強化指導計画の実施が特別信用事業強化計画の実施に資するものであること。 七 特別信用事業強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 八 附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。 4 特別対象組合等が前項の認定を受けたときは、当該認定を受けた特別対象組合等が実施している信用事業強化計画及び当該信用事業強化計画に係る信用事業強化指導計画は、それぞれその効力を失う。 5 特別対象組合等が第三項の認定を受けた場合には、第一項に規定する特別信用事業強化計画を附則第四条第一項に規定する信用事業強化計画と、第二項に規定する特別信用事業強化指導計画を同条第二項に規定する信用事業強化指導計画とみなして、附則第六条から第十一条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

用する。この場合において、附則第六条中「前条第一項の決定」とあるのは「附則第十六条第三項の決定」と、同条ただし書中「震災特別組合等」とあるのは「特別対象組合等」と、附則第七條第一項中「附則第五條第一項の決定を受けて機構が特定優先出資等の取得を行った場合における附則第四條第一項の規定により信用事業強化計画を提出した震災特別組合等（以下「計画提出組合等」という。）とあるのは「附則第十六条第三項の認定を受けた特別対象組合等」と、附則第八條第一項中「計画提出組合等」とあるのは「附則第十六条第三項の認定を受けた特別対象組合等」と、附則第九條中「当該決定」とあるのは「附則第十六条第三項の認定」と、「計画提出組合等」とあるのは「特別対象組合等」と、附則第十條第一項中「附則第五條第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等に係る震災特別組合等」とあるのは「附則第十六条第三項の認定を受けた特別対象組合等」と、「特定優先出資等」とあるのは「特別信用事業強化計画に係る附則第五條第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等」と、「附則第三條第一項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「特別信用事業強化計画の実施期間（五年を超えないもの）であつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。」及び附則第三條第一項第四号に掲げる事項」と、同条第二項中「震災特別組合等」とあるのは「附則第十六条第三項の認定を受けた特別対象組合等」と、「内容並びに附則第三條第一項第二号及び第三号に掲げる事項」とあるのは「内容」と、同条第三項中「震災特別組合等」とあるのは「特別対象組合等」と、附則第十四條第三項中「附則第三條第一項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「特別信用事業強化計画の実施期間（五年を超えないもの）であつて、事業年度の終了の日を終期とするもの

に限る。）、附則第三條第一項第四号に掲げる事項及び収益の見通し」と、同条第四項中「内容並びに附則第三條第一項第二号及び第三号に掲げる事項」とあるのは「内容」と、同条第五項中「前条第一項の決定」とあるのは「附則第十六条第三項の認定」と、「震災特別組合等」とあるのは「特別対象組合等」と、附則第五條第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等に係る震災特別組合等」とあるのは「附則第十六条第三項の認定を受けた特別対象組合等」と、「特定優先出資等」とあるのは「信用事業強化計画に係る附則第五條第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等」と、同条第二項とあるのは「同条第二項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定）

第十七條 特別対象組合等は、その財務の状況が、資産の額が負債の額に機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類（以下「資本整理等実施要綱」という。）を主務大臣に提出して、農林中央金庫と連名で、信用事業再構築（合併、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は組合員若しくは会員からの出資その他の指定支援法人以外の者からの支援の受入れであつて、信用事業の健全化のために行われるものをいう。以下同じ。）に伴う資本整理（損失の填補に充てるために当該特定優先出資等に係る優先出資に係る権利の全部又は一部を消滅させることをいう。以下同じ。）を可とする旨の認定を申請することができる。

一 信用事業再構築の内容

二 資本整理の内容

三 資本整理を行うために次条又は附則第十九條の規定に基づく機構からの金銭の贈与又は損失の補填の措置を必要とする場合にあつては、当該措置の内容

四 その他主務省令で定める事項

2 主務大臣は、前項の規定により資本整理等実施要綱の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を行うことができる。

一 当該特別対象組合等について、その財務の状況が、資産の額が負債の額に機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないこと。

二 資本整理等実施要綱に記載された信用事業再構築の内容が適切であり、当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域における金融機能の維持又は強化に資するものであること。

三 資本整理等実施要綱に記載された資本整理を行うことが当該特別対象組合等の損失の填補を行うために必要なものであり、当該資本整理の内容が適切であること。

四 前項第三号に規定する措置を必要としていない場合には、当該措置が資本整理を行うために必要かつ適切なものであること。

五 資本整理を行った後に機構が引き続き特別対象組合等に係る特定優先出資等を保有する場合においては、当該特定優先出資等につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として主務省令で定める場合でないこと。

六 その他政令で定める要件

3 主務大臣は、前項の認定を行おうとするときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第二項の認定をした場合において、第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項の実施状況に照らして必要があると認めるときは、当該事項の適切な実施を確保するため、その必要な限度において、当該認定に係る特別対象組合等に対し、当該事項の実施状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該事項のうち実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

（優先出資の消却に必要な金銭の贈与）

第十八條 前条第二項の認定を受けた特別対象組合等（以下「認定特別対象組合等」という。）又は当該認定に係る信用事業再構築の相手方となる特定農水産業協同組合等（以下「相手方組合等」という。）は、当該認定に係る資本整理として特定優先出資等に係る優先出資の消却を行う必要があるときは、機構が、当該消却を行うために必要な金銭の贈与を行うことを、指定支援法人と連名で、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象組合等又は相手方組合等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会（農水産業協同組合貯金保険法第十四條に規定する運営委員会をいう。以下同じ。）の議決を経て、当該申込みに係る金銭の贈与を行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、第三項の規定による金銭の贈与を行う旨の決定をしたときは、当該金銭の贈与の申込みに係る認定特別対象組合等又は相手方組合等との間で当該金銭の贈与に関する契約を締結しなければならない。

(損害担保契約に係る損失の補填)

第十九条 認定特別対象組合等又は相手方組合等は、機構が、認定特別対象組合等又は相手方組合等において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象組合等又は相手方組合等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る契約の締結を行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、第三項の規定による契約の締結を行う旨の決定をしたときは、当該契約の締結の申込みに係る認定特別対象組合等又は相手方組合等との間で当該契約を締結しなければならない。この場合において、当該認定特別対象組合等又は当該相手方組合等は、当該契約に係る損害担保契約の対象となる被災債権について利益が生じたときに当該利益の額の一部を機構に納付することを約さなければならない。

(機構の業務の取扱い)

第二十条 前二条の規定による機構の業務は、農水産業協同組合貯金保険法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして同法の規定を適用する。

(機構の業務の特例)

第二十一条 機構は、当分の間、農水産業協同組合貯金保険法第三十四条に規定する業務のほか、附則第五条第一項の決定を受けて行う特定優先出資等の取得及びこれに附帯する業務(以下「震災特例業務」という。)を行うことができる。

2 前項の規定により機構が震災特例業務を行う場合における農水産業協同組合貯金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。)附則第二十一条第一項に規定する震災特例業務(以下「震災特例業務」という。)に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「農水産業協同組合」とあるのは「農水産業協同組合(震災特例業務を行う場合にあつては、農水産業協同組合又は再編強化法第三十二条第二項に規定する指定支援法人。次項において同じ。)」と、同法第四十二条第一項中「四十条の二第一号に掲げる業務」とあるのは「四十条の二第一号に掲げる業務及び震災特例業務」と、同条第二項中「業務」とあるのは「業務(震災特例業務を除く。)」と、同法第四十二条の二中「借入れ」とあるのは「借入れ(同条第一項の借入れにあつては、震災特例業務に係るものを除く。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は再編強化法と、同法第五十一条条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び震災特例業務を除く。)」と、同法第六十六条第一項及び第二項、第一百七十七条第一項並びに第百三十三条第一号中

「この法律」とあるのは「この法律又は再編強化法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び震災特例業務」とする。

(区分経理)

第二十二條 機構は、震災特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「震災特例勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(機構における勘定の繰入れ)

第二十三條 機構は、附則第十七条第二項の認定に係る資本整理として特定優先出資等に係る優先出資につき消却又は清算による残余財産の分配が行われたことに伴い震災特例勘定に損失が生じた場合には、運営委員会の議決を経て、主務省令で定めるところにより、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けて、農水産業協同組合貯金保険法第四十一条に規定する一般勘定から、当該損失の額の範囲内に限り、震災特例勘定に繰入れをすることができ。この場合において、当該繰入れは、同法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして同法の規定を適用する。

(震災特例勘定の廃止)

第二十四條 機構は、震災特例業務の終了の日として政令で定める日において、震災特例勘定を廃止するものとする。

2 機構は、震災特例勘定の廃止の際、震災特例勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

(農林水産省令・財務省令・内閣府令への委任)

第二十五條 附則第二十一条から前条までに定めるもののほか、機構の震災特例業務の実施に関し必要な事項は、農林水産省令・財務省令・内閣府令で定める。

(罰則)

第二十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第八条第一項(附則第十条第三項附則第十一条第五項において準用する場合を含む。)及び附則第十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 附則第九条(附則第十条第三項(附則第十一条第五項において準用する場合を含む。)及び附則第十一条第五項において準用する場合を含む。)又は附則第十七条第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

第二十七條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした特定農水産業協同組合等又は農林中央金庫の理事(特定農水産業協同組合、信用農業協同組合連合会、特定農業協同組合、信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。)は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 附則第十条第一項若しくは第二項(これらの規定を附則第十一条第五項において準用する場合を含む。)又は附則第十三条第三項若しくは第四項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき。

二 附則第十一条第一項の認可を受けずに同項に規定する行為をしたとき。

第二十八條 特別対象組合等の理事(特定農業協同組合、信用農業協同組合連合会、特定農業協

同組合及び信用漁業協同組合連合会の経営管理委員を含む。以下同じ。又は清算人(第二号にあっては、相手方組合等の理事を含む)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 附則第十三条の規定により主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかったとき。

二 附則第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附 則
この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

投票者氏名

日程第一 齒科口腔保健の推進に関する法律案
(厚生労働委員長提出)

賛成者氏名

足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	池口 修次君
石井 一 君	石橋 通宏君
一川 保夫君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
江崎 孝君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 尚子君
大河原雅子君	大久保 勉君
大久保潔重君	大島九州男君
大塚 耕平君	大野 元裕君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	風間 直樹君

金子 恵美君	金子 洋一君
神本美恵子君	川合 孝典君
川上 義博君	川崎 稔君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	小見山幸治君
行田 邦子君	興石 東君
今野 東君	佐藤 公治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	主濱 了君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
田城 郁君	田中 直紀君
高橋 千秋君	武内 則男君
谷 博之君	谷 亮子君
谷岡 郁子君	ツルシマルテ君
津田弥太郎君	辻 泰弘君
外山 斎君	徳水 エリ君
轟木 利治君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
中谷 智司君	中村 哲治君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	林 久美子君
姫井由美子君	平田 健二君
平野 達男君	平山 幸司君
平山 誠君	広田 一 君
広野ただし君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤谷 光信君	藤本 祐司君
藤原 正司君	藤原 良信君
舟山 康江君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	松井 孝治君
松浦 大悟君	松野 信夫君
水戸 将史君	水岡 俊一君
室井 邦彦君	森 ゆうこ君
安井美沙子君	柳澤 光美君

柳田 稔君	山根 隆治君
横峯 良郎君	吉川 沙織君
米長 晴信君	蓮 舫君
愛知 治郎君	青木 一彦君
赤石 清美君	有村 治子君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井みどり君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君
宇都 隆史君	上野 通子君
衛藤 晟一君	大家 敏志君
岡田 直樹君	岡田 広君
加治屋義人君	片山さつき君
金子原二郎君	岸 宏一君
岸 信夫君	熊谷 大君
小泉 昭男君	小坂 憲次君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
佐藤ゆかり君	山東 昭子君
島尻安伊子君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	伊達 忠一君
高階恵美子君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中曽根弘文君
中西 祐介君	中原 八一君
中村 博彦君	二之湯 智君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	長谷川 岳君
橋本 聖子君	林 芳正君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	古川 俊治君
牧野たかお君	松下 新平君
松村 祥史君	松村 龍二君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三原じゅん子君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君

反対者氏名

森 まさこ君	山崎 力君
山崎 正昭君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
義家 弘介君	若林 健太君
脇 雅史君	渡辺 猛之君
秋野 公造君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	草川 昭三君
木庭健太郎君	白浜 一良君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	松 あきら君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
渡辺 孝男君	上野ひろし君
江口 克彦君	小熊 慎司君
小野 次郎君	川田 龍平君
桜内 文城君	柴田 巧君
寺田 典城君	中西 健治君
松田 公太君	水野 賢一君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	田村 智子君
大門実紀史君	山下 芳生君
荒井 広幸君	片山虎之助君
中山 恭子君	藤井 孝男君
舩添 要一君	福島みずほ君
又市 征治君	山内 徳信君
吉田 忠智君	亀井亜紀子君
自見庄三郎君	森田 高君
糸数 慶子君	尾辻 秀久君
大江 康弘君	長谷川大紋君
浜田 和幸君	

○名

日程第二 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名 二二六名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一君 石橋 通宏君
一川 保夫君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 尚子君
大河原雅子君 大久保 勉君
大久保潔重君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
岡崎トミ子君 加賀谷 健君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 恵美君 金子 洋一君
神本美恵子君 川合 孝典君
川上 義博君 川崎 稔君
郡司 彰君 小西 洋之君
小林 正夫君 小見山幸治君
行田 邦子君 奥石 東君
今野 東君 佐藤 公治君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 主濱 了君
榛葉賀津也君 鈴木 寛君
田城 郁君 田中 直紀君
高橋 千秋君 武内 則男君
谷 博之君 谷 亮子君
谷岡 郁子君 ツルネ マルティ君
津田弥太郎君 辻 泰弘君
外山 斎君 徳永 エリ君
森木 利治君 友近 聡朗君
那谷屋正義君 直嶋 正行君
中谷 智司君 中村 哲治君

長浜 博行君 難波 樊二君
西村まさみ君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 林 久美子君
姫井由美子君 平田 健二君
平野 達男君 平山 幸司君
平山 誠君 広田 一君
広野ただし君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤谷 光信君 藤本 祐司君
藤原 正司君 藤原 良信君
舟山 康江君 前川 清成君
前田 武志君 松井 孝治君
増子 輝彦君 松浦 大悟君
松浦 大悟君 水戸 将史君
室井 邦彦君 安井美沙子君
柳田 稔君 横峯 良郎君
横峯 良郎君 米長 晴信君
愛知 治郎君 赤石 清美君
石井 準一君 石井 みどり君
磯崎 陽輔君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 衛藤 晟一君
岡田 直樹君 岡田 直樹君
加治屋義人君 金子原二郎君
岸 信夫君 熊谷 大君
小坂 憲次君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 佐藤 ゆかり君
山東 昭子君 島尻安伊子君

末松 信介君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
谷川 秀善君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 中村 博彦君
二之湯 智君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
長谷川 岳君 橋本 聖子君
林 芳正君 福岡 資麿君
藤井 基之君 牧野たかお君
古川 俊治君 松村 祥史君
松下 新平君 丸山 和也君
松村 龍二君 丸山 和也君
水落 敏栄君 宮沢 洋一君
宮沢 洋一君 山崎 力君
山崎 力君 山田 俊男君
山田 俊男君 山本 一太君
吉田 博美君 若林 健太君
渡辺 猛之君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 草川 昭三君
白浜 一良君 谷合 正明君
西田 実仁君 松 あきら君
山本 香苗君 横山 信一君
上野ひろし君 小熊 慎司君
川田 龍平君 桜内 文城君

柴田 巧君 寺田 典城君
中西 健治君 松田 公太君
水野 賢一君 井上 哲士君
市田 忠義君 紙 智子君
田村 智子君 大門口史君
山下 芳生君 荒井 広幸君
片山虎之助君 中山 恭子君
藤井 孝男君 舩添 要一君
福島みずほ君 又市 征治君
山内 徳信君 吉田 忠智君
亀井亜紀子君 自見庄三郎君
森田 高君 糸数 慶子君
尾辻 秀久君 大江 康弘君
長谷川大紋君 浜田 和幸君

反対者氏名

○名

空き家対策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十三年七月十三日

参議院議長 西岡 武夫殿

空き家対策に関する質問主意書

総務省の平成二十年住宅・土地統計調査結果によれば、平成二十年十月一日現在における全国の総住宅数は五千七百五十九万戸となっている。このうち、空き家は七百五十七万戸で、平成十五年からの五年間で九十七万戸増加している。また、総住宅数に占める空き家の割合、すなわち、空き家率は、平成十五年の十二・二パーセントから十三・一パーセントに上昇し、過去最高となっている。

地方都市の市街地においては、老朽化した空き家から出火したり、空き家に不審者が出入りしたりするなど、空き家が防犯、防災、衛生上の深刻な問題になっている。また、観光地やリゾート地においても、適正な管理がなされない空き家が景観を損ねる等の問題が生じている。さらに、夏期には、空き家が蛇、ねずみ、ハチなどの近隣生活者に有害な生物の生息場所となるほか、冬期には、積雪地域において空き家の屋根の雪下ろしや除排雪が行われないため、近隣生活者やその家屋に損害を及ぼす危険性がある。

所有者が死亡している空き家は、最終的に国庫に帰属することになるが、それ以外の場合は、所有者が生死不明の場合を含め所有者に帰属する。そのため、自治体は、空き家の所有者に対し管理を求めているが、所有者を探しても見つからない場合や、所有者が遠くに住んでいて管理する意思がない場合、あるいは所有者が経済的理由等で管理に応じない場合が多い。これは、一面的には所有者の問題ではあるが、同居家族の減少や高齢者の都心への移住など、社会状況の変化に伴って増加してきた問題である。

自治体の中には、こういった問題に対処するために、空き家の解体費用の助成を行ったり、自治体が空き家の所有者から土地・家屋を譲り受けて解体を行ったりしているところがある。しかし、これらには多大な費用が必要となり、個人住宅の解体に公金を使うことには批判もある。また、空き家対策のための条例を制定し、自治体が空き家の所有者に適正な管理を命令できるようにした自治体もあるが、私有財産に対する自治体の関与には限界があるため、命令に従わない場合でも住所・氏名の公表にとどまっているのが現状である。

このような現状に対し、国も地域住宅交付金等の形で空き家の解体費用に対する補助を行ってき

たが、その対象は過疎地域や旧産炭地域等に限定されている。そこで、このような措置の拡充を含め、国は更なる対策を早急に講ずる必要があると考えるがどうか。

右質問する。

平成二十三年七月二十六日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員横山信一君提出空き家対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員横山信一君提出空き家対策に関する質問に対する答弁書

政府としては、御指摘のとおり、空き家に関し様々な問題が生じていることは承知しており、居住環境の整備改善、災害防止、地域の活性化等を図る観点から、御指摘の産炭等地域(旧産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)第二条第一項に規定する産炭地域又は鉱工業(石炭に係るものを除く。)の振興と密接な関連を有する地域をいう。以下同じ。)及び過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条に規定する過疎地域をいう。以下同じ。)に加え、平成二十一年五月から平成二十六年三月までの間は、平成十七年の国勢調査の結果による市区町村の人口が平成十二年の同調査の結果による市区町村の人口と比較して減少している市区町村の区域を対象とする地方公共団体が行う空き家の除却事業のほか、産炭等地域及び過疎地域等を対象とする地方公共団体が行う空き家を改修して活用する事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援しているところであり、また、特定非営利活動法人等が行う、住み替えにより空き家を活用する事業等に対しても助成して支援していると

ころである。

政府としては、今後とも、こうした取組を通じて、地方公共団体が地域の実情に応じて居住環境の整備改善等を推進することができるよう支援してまいりたい。

内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年七月十四日

参議院議長 西岡 武夫殿

熊谷 大

内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する再質問主意書
五 憲法第二十一条に規定する結社の自由を根拠として自律的活動が保障されており、「政治上の意見を同じくする人々が、政治権力に参加して、その意見を実現するために組織する集団」(清宮四郎「法律学全集 憲法I(第三版)」七十一頁)とも定義される。

しかし、議院内閣制を採用する日本国憲法において、政党が議会と国民とを媒介する政治的役割を果たしてきたことを踏まえれば、公的な機能を担う存在であることを否定できないと考える。

民主党の代表選挙においては、投票権を党員・サポーターに付与しているが、それらの資格に国籍要件を設けていない。また、昨年九月の代表選挙の広報ポスターには、二名の候補者の写真とともに「あなたが選ぶ総理大臣」との文言が掲げられていた。

このようなことから、内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係について、

本年六月十五日に質問主意書(質問第一九九号)を提出した。

この質問に対し政府から、「お尋ねは、政党の代表者の選出という政党内の手続に関するものであり、政府としてお答えする立場にない」旨の答弁書(内閣参質一七七一第九号。以下単に「答弁書」という。)を受領した。この答弁書の内容を踏まえ、以下再質問する。

一 政党助成法、政治資金規正法、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律は、政党が公的な機能を担う存在であることを踏まえ制定されたと考ええるが、政府は、政党が公的な機能を担う存在であることを肯定するのか、それとも否定するのか。その理由は何か。

二 政治資金規正法第二十二條の五の規定は、我が国の政治や選挙が外国人や外国の組織、外国の政府など外国の勢力によって影響を受けることを未然に防止しようという趣旨で設けられた。この規定は、国民主権、憲法第十五条第一項の規定を担保する意義があると考ええるが、政府は、国民主権、憲法第十五条第一項の規定との関係で政治資金規正法第二十二條の五の規定の意義をどのように考えているか。

三 前述の広報ポスターの「あなたが選ぶ総理大臣」との文言は、党員・サポーターが直接内閣総理大臣を選び出すことを想起させるものであり、「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する」との憲法第六十七条第一項の規定に抵触し、適切ではない。

政党が公的な機能を担う存在であることと「あなたが選ぶ総理大臣」との文言を踏まえれば、民主党の代表選挙は、「政党内の手続に関するもの」と割り切ることはできないと考ええる。政府は、それにもかかわらず、当該代表選

挙を「政党内の手續に関するもの」と考えるのか。その理由は何か。

四 昨年九月の民主党の代表選挙で外国人が投票権を行使し得たという事実とその代表が内閣総理大臣に指名されたという事実を踏まえれば、内閣総理大臣の選出過程において外国の勢力によって影響を受けたと考えられるのではないか。このことはまさに国民主権、憲法第十五条第一項の規定に違反すると考えるが、政府の認識はどうであるか。内閣総理大臣の地位の正統性が問われる問題であるので、その理由を併せて示されたい。

五 答弁書には、「なお、内閣総理大臣は、憲法第六十七条の規定により、国会議員の中から国会の議決で、これを指名することとされている」とある。この答弁は、外国人にも代表選挙の投票権を与える政党の代表が内閣総理大臣となることについて、内閣総理大臣自身が国会議員であり、国政選挙において国民による信託を得ているので、国民主権、憲法第十五条第一項の規定に反しないとの政府見解を示すものか。それとも、内閣総理大臣は、国民の信託を得た国会議員の中から国会の議決で指名されるので、国民主権、憲法第十五条第一項の規定に反しないとの政府見解を示すものか。当該答弁の真意を明らかにされたい。

平成二十三年七月二十六日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員熊谷大君提出内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷大君提出内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する再質問に対する答弁書

一について

最高裁判所は、政党について、昭和四十五年六月二十四日の大法廷判決において、「政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素」であり、「同時に、政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体である」と述べており、政府も同様に考えているところである。

なお、政党助成法(平成六年法律第五号)は、議会制民主政治における政党の機能の重要性に鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を創設することとし、これにより政党の政治活動の健全な発達を促進するとともに、その公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することが必要であるとして、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)は、民主政治の健全な発達に寄与するため、政党等及び公職の候補者等の政治活動の公明を図り選挙の公正を確保することを目的として、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)は、議会制民主政治における政党の機能及び社会的責務の重要性に鑑み、政党が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、政党交付金の交付を受ける政党等に法律上の能力を与え、政党の政治活動の健全な発達の促進を図り、もって民主政治の健全な発達に寄与することが必要であるとして、それぞれ制定されたものと承知している。

二について

国民主権の原理、憲法第十五条第一項の規定の趣旨にのっとり定められている我が国の選挙

制度等の下で、政治資金規正法第二十二條の五の規定は、我が国の政治や選挙が外国人や外国の組織、外国の政府など外国の勢力によって影響を受けることを未然に防止する機能を有するものと考えている。

三について

現行の法令において、政党の代表者の選出の手續を定める規定はなく、その手續は当該政党に委ねられているものであることから、政党の代表者の選出についてのお尋ねは、政党内の手續に関するものであると考える。

四について

内閣総理大臣は、憲法及びその下の法令の規定に基づいて、国民が選挙により選出した国会議員の中から国会の議決で指名されるものであり、「国民主権、憲法第十五条第一項の規定に違反する」との御指摘は当たらないものと考えている。

五について

御指摘の答弁部分は、憲法第六十七条が内閣総理大臣の指名について規定しており、同条に基づき内閣総理大臣が指名されることをお示したものである。

明治二十五年三月三十一日
第一種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 一、一五円